

令和3年8月2日

保護者 様

埼玉県立深谷商業高等学校長 西木 成男

### 緊急事態宣言に伴う対応について

日頃より、本校の教育活動、並びに新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解・ご協力をいただき、誠に有難うございます。

さて、新型コロナウイルスの感染が、これまでにない勢いで急拡大しており、7月30日に本県が緊急事態宣言の措置区域として指定されました。これに伴い、埼玉県教育委員会から下記のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

なお、引き続き感染防止対策をしながら教育活動を継続してまいりますので、ご家庭でもおかれましても感染防止対策にご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 感染拡大防止対策

##### (1) 不要不急の外出の自粛

感染拡大のリスクを高める環境（密閉・密集・密接）を避けるため、不要不急の外出を避け、可能な限り速やかに帰宅する。

##### (2) 基本的な予防

ア 外から帰った場合は、手を良く洗い、うがいをする。

イ 好き嫌いをせず、しっかり食事をする。

ウ 夜更かしをせず、よく睡眠をとる。（規則正しい生活習慣の徹底）

エ 適切な換気・保湿、マスク着用を徹底する。

##### (3) その他

生徒のみの会食等を自粛する。（食事は家庭だけで）

自分や家族の体調が悪いときは、外出しない。

#### 2 夏季休業中の部活動の取り扱いについて

##### (1) 活動日数について

週4日以内の活動とする。

ただし、各種大会やコンクール等（全国大会や県内大会等）の大会当日の14日前からは『埼玉県の部活動の在り方に関する方針』に基づく活動を認める。

##### (2) 合同練習や練習試合等の校外活動について

ア 県外での活動は行わない。

他の都道府県の学校を、本県に招いて行う合同練習や練習試合等についても行わないこと。

イ 県内での合同練習や練習試合等を行うことは可能であるが、緊急事態宣言の期間中であることを踏まえ、自校を含めて2校までの活動とする。

- ウ 定期演奏会や発表会等を実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。
- (3) 改めて徹底する事項
- ア 感染防止対策を改めて徹底し、飛沫感染の高い活動は必要最小限とする。
- イ 水分補給や食事の場面での感染防止対策を徹底すること。
- ウ 部室の使用の制限（原則禁止）や活動場所への直行直帰を徹底すること。
- エ 本人や同居の家族に体調不良がある者は、部活動に参加しないこと。

### 3 進路指導等

- (1) 進路指導等について  
補習や就職指導等については、感染防止対策を徹底し、実施する。
- (2) 学校説明会（部活動体験）について  
感染防止対策を徹底して、予定通り実施する。

### 4 その他

「家庭内感染防止リーフレット」を併せて掲載させていただきます。

<お問い合わせ>

埼玉県立深谷商業高等学校

担 当 教頭（松本 憲一）

電 話 048-571-3321